

高山市自家消費型太陽光発電設備等導入補助金 交付申請の手引き(概要版)

1 対象者

市内に住所を有し、市内に自ら居住する住宅の敷地内に「太陽光発電設備及び蓄電池」を設置する者

主な要件

- 固定価格買取制度による売電をする方(FIT等の認定を受ける方)は対象となりません。
- 自己託送をする方は対象となりません。【例】発電した電力を、電力会社の送電網で送り別荘で使う
- 発電した電力の30%以上を自家消費する必要があります。

2 対象となる設備

(1)太陽光発電設備

(2)蓄電池((1)の太陽光発電設備と併せて設置する場合に限ります。)

主な条件

- 市の交付決定日以後に事業に着手したものが対象となります。契約日が事業着手日となります。
- 令和8年1月 31 日(土)までに設置工事を完了してください。設置工事完了後、工事代の支払いを完了し、実績報告書を提出する必要があります。
- 中古品、リース品は対象となりません。
- 蓄電池は 15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下かつ 20kWh 未満のものに限ります。
・15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下であれば対象としますが、12.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下になるよう努めてください。

3 補助金の額(補助金の交付は、住宅一戸につき1回まで)

(1) 太陽光発電設備(補助の対象は 5kW まで)

- 7万円/kWと太陽光発電設備の価格(工事費込み・税抜き)/kW を比較して低い額
※1kW あたりの工事費を含む税抜き価格が7万円未満の場合はその額(1円未満切り捨て)を補助単価とし、発電容量を乗じた合計額の千円未満は切り捨てとします。

(2) 蓄電池(補助の対象は 5kWh まで)

15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下ものに限る

- 蓄電池価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額

※5kW(h)以上の設備を設置した場合の補助金は5kW(h)に相当する額までが対象です。

詳細は、ホームページにてご確認ください。

- ・ホームページ(<https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000024/1000130/1001311/1017033.html>)(広報 ID1017033) からダウンロード



4 申請について

高山市自家消費型太陽光発電設備等導入補助金交付申請書を提出してください。

配布場所 ・ホームページ 及び 高山市環境政策課

提出先 ・高山市役所環境政策課 郵送又は持参

提出期限 ・令和7年12月26日(金)

※予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。

添付資料

○見積書及び内訳書

- ・別添「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に見積書及び内訳書(コピー可)を取得してください。

○設備の設置場所及び付近の見取り図

- ・敷地の図面(1/100程度)に設備を設置する場所を明示してください。
- ・住宅地図等(1/1500程度)に住宅の位置を示してください。

○設備の仕様書

- ・製品カタログ(コピー可)等、設備の仕様が分かる資料
- ・蓄電池の詳細な仕様書については、国(一般社団法人環境共創イニシアチブ)が実施する令和4年度以降の補助事業における補助対象システムとしてパッケージ型番が登録されていることが分かる書類(登録サイトのウェブページの印刷)を型番が記載されたカタログ等と併せて提出することで代えることができます。

【登録サイト】ZEH 補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業)の蓄電システム登録済製品一覧検索 <https://zehweb.jp/registration/battery/>

○誓約書

- ・別添誓約書を確認のうえ提出してください。
- ・工事施工業者(事業者)の方にも誓約書の作成を依頼してください。
(ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています。)

○電力消費計画書

- ・任意の様式としますが、別添「発電電力の消費量計算書(例)」を参考に、自家消費の割合がわかるよう年間の「発電想定量」「自家消費想定量」「売電想定量」「想定自家消費割合」については必ず記載してください。また、「過去1年間の電気代」「世帯人数」についても記載をお願いします。

5 実績報告について

高山市自家消費型太陽光発電設備等導入補助金実績報告書を提出してください。

提出先 ・高山市役所環境政策課 郵送又は持参

提出期限 ・事業完了から10営業日以内又は令和8年2月6日(金)のいずれか早い方の日

(注)一般的には、設備の引き渡しを受け、施工業者への支払いが完了した日が事業完了日となります。

添付資料

○契約書の写し

- ・見積もりと異なる場合は「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に内訳書を取得してください。

○領収書の写し

- ・銀行振込の場合は、請求書(振込口座の記載のあるもの)の写し及び振込書の写しも可としますが、領収書については別途徴収・保管をお願いします。
- ・設備(太陽光発電設備・蓄電池)以外の代金と同時に支払いをする場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください。

○蓄電池の保証書及び取扱い説明書の写し

- ・申請時に提出した「カタログ」と実績報告時に提出する「保証書」「取扱い説明書」により、蓄電池の仕様を満たしていることを確認します。
- ・確認に必要なページのみ提出していただいても構いません。(表紙、裏表紙等は省かないでください)

・ただし、申請時に国(一般社団法人環境共創イニシアチブ)が実施する令和4年度以降の補助事業における補助対象システムとしてパッケージ型番が登録されていることが分かる書類により確認している場合は提出の省略は可とします。

○電力会社との接続契約書・売(買)電契約書(特定契約書)等の写し

・売電に関する契約書を提出してください(売電しない方は不要)

○設備を設置したことが分かる写真(施工前、施工中、施工後)

○申請時に添付した資料に変更が生じた場合は変更後の書類を添付してください

(例)電力消費計画が変更となった。

6 その他

○法定耐用年数が経過するまでの間は、補助の目的に沿って設備を使用できるように管理してください。

法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分等を行う場合は、必ず、事前に市へ相談してください。

○太陽光発電設備の耐用年数は17年、蓄電池は6年です。

蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト

- ・以下の内容が記載されている取扱い説明書等の該当ページのコピーを提出してください。
- ・冊子の場合は該当ページ以外に、表紙や裏表紙のコピーも提出してください。

1 蓄電池パッケージ

- ☐ システム全体を統合して管理するための番号

2 性能表示基準

- ☐ 初期実効容量

- ☐ 定格出力

- ☐ 出力可能時間の例示

- ☐ 保有期間

※ 補助金の申請者が法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことが記載されている書類

- ☐ 廃棄方法

※ 使用済み蓄電池の廃棄・回収方法が記載された書類

- ☐ アフターサービス

※ 国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類

- ☐ 蓄電池部安全基準

リチウムイオン蓄電池部

…JIS C8715-2又はIEC62619に準拠したものであることが分かる書類

リチウムイオン蓄電池部以外

…蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠していることが分かる書類

3 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- ☐ 蓄電システム部

「JIS C4412」に準拠したものであることが分かる書類

(注)平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合は、それが分かる書類も可

4 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- ☐ 第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類(蓄電容量10kWh未満の蓄電池のみ)

5 保証期間

- ☐ メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであることが分かる書類

※必要に応じて、別途資料の提出をお願いすることがあります。